

～住宅のリフォーム工事の費用の一部を補助します。～

平成 28 年度 安中市住宅リフォーム補助金 < 概要案内 >

この補助金は、居住環境の改善と地域経済の活性化を図るため、市民の皆様が安中市内（以下、「市内」といいます。）の業者を活用して、ご自宅をリフォームした場合に、その費用の一部を補助するものです。

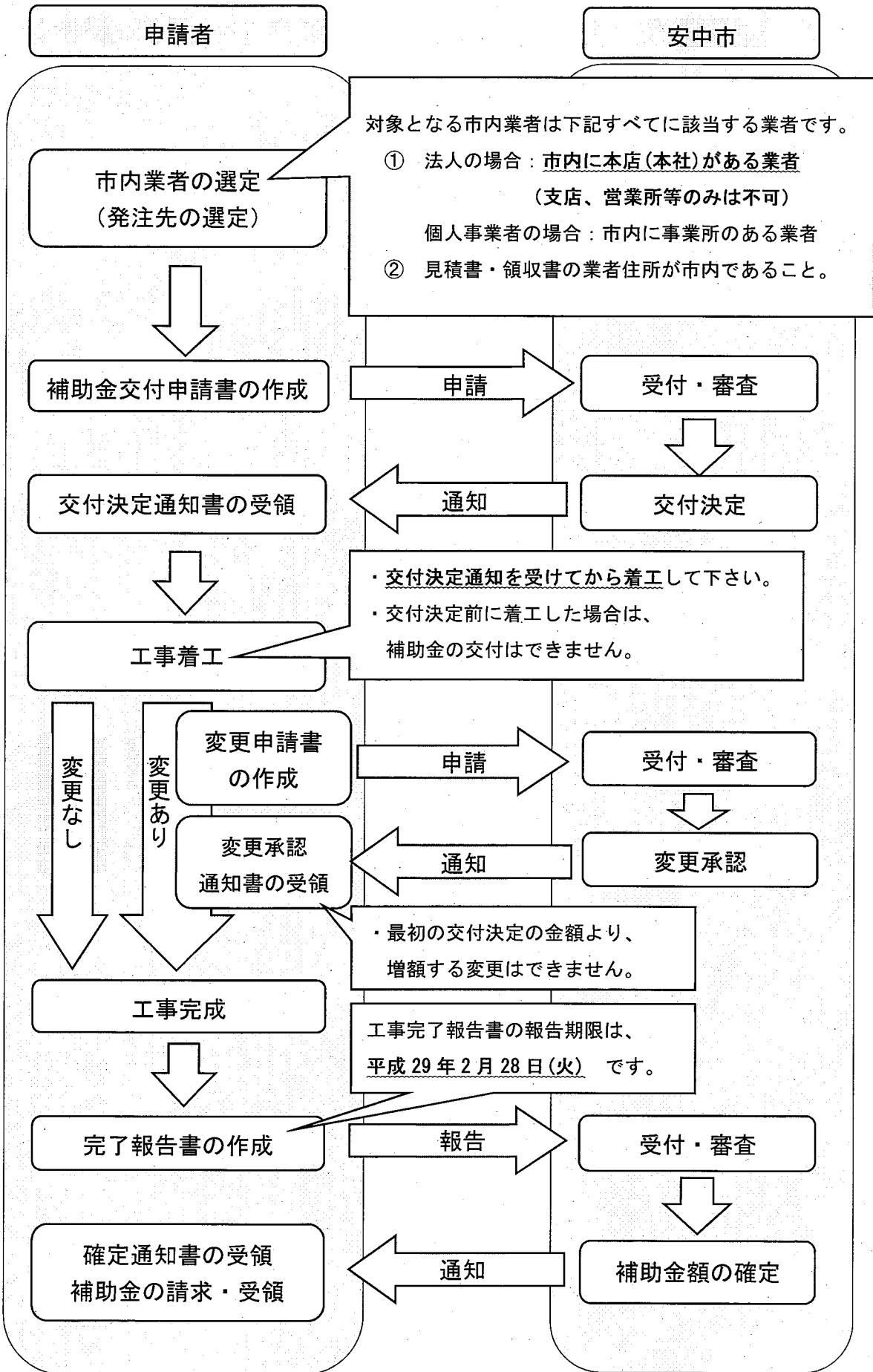
補助対象者 (申し込みできる人)	<ul style="list-style-type: none">●市内に住宅を所有し、そこに居住している人●上記住所で住民基本台帳に記録されている人●市税を滞納していない人●暴力団員等でない人
補助対象住宅 (対象となる住宅)	<ul style="list-style-type: none">●補助対象者が所有し居住する住宅 (一戸建て住宅、併用住宅の個人住宅部分、集合住宅の個人専有部分など)※ 個人所有でない住宅や、賃貸住宅、給与住宅、別荘等の一時的に使用する住宅などは対象外です。
補助対象工事 (対象となる工事)	<ul style="list-style-type: none">●住宅の機能や性能を維持、向上させるために行うリフォーム工事 (屋根、外壁、内装、浴室、トイレ、台所のリフォーム工事など)●市内の業者に発注して行う工事であること。 ※ 法人の業者にあつては本店(本社)が市内にある業者に限ります。 発注予定の業者の本店(本社)が市内にあるか、必ずご確認ください。※ 見積書・領収書が市内の事業所で発行できる業者に限ります。●補助対象経費が 10 万円(税込み)以上であること。●補助金の交付決定を受けるまで工事に着手していないこと。●平成 29 年 2 月 28 日(火)までにリフォーム工事の完了報告ができるもの。
補助金額	<ul style="list-style-type: none">●補助対象経費の 20% (1,000 円未満切り捨て) ※子育て世帯は、補助対象経費の 30% (子育て世帯：平成 10 年 4 月 2 日以降に生まれた子供を扶養し、同居している世帯)●限度額 20 万円
補助件数	先着順※申請が予算額(1,000 万円)に達した時点で交付申請書の受付を終了します。
受付開始 日時・場所	受付開始日時 : 平成 28 年 9 月 1 日(木) 受付場所 : 建築住宅課 (市役所本庁 1 階) 受付時間 : 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※申請書を直接提出してください。郵送では受付できません。 ※土曜日・日曜日・祝日・年末年始の閉庁日は受付できません

※ 補助金の交付は交付年度に関係なく、申請者及び住宅につき、1 回限りです。

※ 既に着工又は完成しているリフォーム工事は対象外です。

交付決定を受けてから工事に着手して下さい。

安中市住宅リフォーム補助金の交付までの手続きの流れ



● 補助対象となるリフォーム工事

リフォーム工事の内容	備考
屋根のふき替え、塗装、防水等の工事	
雨どいの取替え、修繕等	
外壁の張り替え、塗装、防水等の工事	
バルコニー、ベランダ、テラス等の修繕、新設工事	
部屋の間取りの変更、模様替え等の工事	
床材、壁材及び天井材の張り替え、塗装等の工事	
断熱化を目的とした工事	断熱材、サッシの取替え等
畳の取替え、表替え等	
建具の取付け、交換、修繕及び新設	
造付け家具の取付け又は修繕	住宅の一部として取付けた収納、棚等
浴室、洗面所、便所、台所等の取替え、修繕、新設等の工事	ユニットバス、便器、システムキッチン、洗面台等
給排水衛生設備、給湯設備、空気調和設備、ガス設備及び電化設備の工事	<ul style="list-style-type: none"> ・(屋内外)給水管、排水管、雨水ます、汚水ます、ガス管等の取替え、設置等 ・給湯器、冷暖房設備、IHコンロ等の取替え、設置等(いずれも住宅の一部として取付けて使用するものに限る。)
照明設備、コンセント、スイッチ、住宅設備機器、住宅防災機器等の設置又は交換	電球、蛍光管のみの交換は対象外
補助対象工事に伴う解体工事	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根材、外壁材の取替え、間取り変更等に伴う解体工事 ・解体工事のみは補助対象外
バリアフリー化の工事	手すりの設置、段差解消等
構造躯体の工事	基礎、柱、梁その他の構造躯体の補強、修繕、取替え、新設等
木材の防腐防蟻処理、シロアリ等の駆除等	<ul style="list-style-type: none"> ・木材への防腐防蟻剤の塗布等 ・シロアリ等の駆除、防虫目的とした薬剤の散布
増築工事	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅部分の増築工事 ・住宅の一部を解体し、既存の部分と一体的に増築する工事は補助対象 <p>※ 建築確認申請が必要な場合は、確認済証の交付を受けてから着工すること。</p>

※ この表に記載のないものについては、建築住宅課までお問い合わせ下さい。

● 補助対象とならないリフォーム工事

リフォーム工事の内容	備 考
市の他の制度による補助等を受ける工事	(介護高齢課) ・安中市高齢者住宅改造費補助事業 (福祉課) ・安中市重度身体障害者(児)住宅改造費補助事業 ・安中市日常生活用具給付事業 (環境政策課) ・安中市浄化槽設置事業費補助事業 ・安中市住宅用太陽光発電システム設置補助事業 ・安中市太陽熱利用温水器設置費補助事業 (下水道課) ・安中市公共下水道接続促進補助事業 (建築住宅課) ・安中市木造住宅耐震改修補助事業
介護保険法の規定による住宅改修費の支給対象となる工事	・介護保険法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費 ・介護保険法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費
新築又は改築の工事	
別棟の車庫、物置及び倉庫等の工事	
店舗、工場、事務所等の工事	
門、塀、舗装、擁壁等の外構工事	
造園、植樹、剪定等の植栽工事	
下水道への接続工事	
浄化槽の修繕、取替え等の工事	
太陽光発電設備、太陽熱利用温水器の工事	
電話、インターネット回線等のみの工事	
テレビ、冷蔵庫、洗濯機等の電気製品又は家具の購入、設置	・テレビ、冷蔵庫、洗濯機等の購入や設置等 ・ダイニングテーブルや学習機の購入や設置等 (住宅の一部として造作し取付けた家具は対象)
内装工事を伴わない室内カーテン(カーテンレールを含む。)、ブラインド等のみの取付け又は取替え	内装工事に伴うものは補助対象
ハウスクリーニング、排水管の清掃等	補助対象工事に伴う清掃作業は補助対象
解体工事	屋根材、外壁材の取替え、部屋の間取り変更等に伴う解体工事は補助対象

※ この表に記載のないものについては、建築住宅課までお問い合わせ下さい。